

介護保険制度における 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

(平成26年2月)

福祉用具貸与では、軽度者(要支援1・要支援2・要介護1)について、その状態像から使用が想定しにくい車椅子等の種目は、厚生労働省の示した状態像に該当する場合のみ例外的保険給付が認められます。

また、自動排泄処理装置については軽度者(要支援1・要支援2・要介護1)に加え、要介護2および要介護3の方でも、厚生労働省の示した状態像に該当する方についてのみ、例外的に給付が認められます。

下記に、福祉用具の例外給付が認められる状態について示します。

以下の表に該当していれば町への届出不要。ただし、判断根拠となる書類や資料(認定調査票の写し、サービス担当者会議の記録等)はそれぞれ要保管。

1. 例外給付の対象となるもの

基本調査結果により特定の項目に該当する者(厚生労働大臣が定める者のイ)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	基本調査の結果(介護認定調査)	
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者		
	(一) 日常的に歩行が困難な者	・基本調査 1-7 歩行 「3. できない」	
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	調査項目なし。ケアマネジャーが必要だと判断し、サービス担当者会等を開き、判断資料を保管する。町への届出不要。	
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		
	(一) 日常的に起きあがり困難な者	・基本調査 1-4 起きあがり「3. できない」	
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	・基本調査 1-3 寝返り 「3. できない」	
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	・基本調査 1-3 寝返り 「3. できない」	
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれも該当する者		全てに該当
	(一) 意思の伝達、介護者への反抗、記憶・理解のいずれかに支障がある者	・基本調査 3-1 意思の伝達 「1. できる」以外 又は ・基本調査 3-2~3-7のいずれか「2. できない」 又は ・基本調査 3-8~4-15のいずれか「1. ない」以外 ※その他、主治医意見書に、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。	
	(二) 移動において全介助を必要としない者	・基本調査 2-2 移動 「4. 全介助以外」	
オ 移動用リフト(除くつり具部分)	次のいずれかに該当する者		
	(一) 日常的に立ちあがり困難な者	・基本調査 1-8 立ちあがり 「3. できない」	
	(二) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	・基本調査 2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」	
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	調査項目なし。ケアマネジャーが必要だと判断し、サービス担当者会等を開き、判断資料を保管する。町への届出不要。	
カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)	次のいずれかに該当する者		
	(一) 排便が全介助を必要とするもの者	・基本調査 2-6 排便 「4. 全介助」	
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	・基本調査 2-1 移乗 「4. 全介助」	

●上記の表に該当(確認を必要としない例外給付)

①直近の認定調査の結果が上記の表に該当する場合は、町への届出なしで、給付の対象となる。

②ア、オについては、調査項目に該当していなかった場合も、ケアマネジャーが必要だと判断し、担当者会議を開き、判断資料を保管すれば、町への届出不要で利用可。

表面の表に該当していなければ町への届出が必要。

●表面の表に該当しないが以下の要件が確認できれば例外給付できるもの

直近の認定調査の結果が表面の表に該当しない場合は、**次の1～3全ての要件に該当した場合**、例外給付の対象となる。

1 「福祉用具使用の必要性が医師により判断されていること」が確認できること。

① 主治医意見書の記載事項を確認する

ケアマネジャーは、主治医意見書を参考とし、被保険者の状態が「★福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」の表の i～iii いずれかに該当する可能性があるかどうか確認する。

② ①で確認した主治医意見書に記載が無かった場合、医師へ照会する

ケアマネジャーは、「居宅介護支援計画連絡票」等を医師へ送り、医師に書類の記入を御願います。医師の記入した書類には次の i～iii のいずれかに該当する旨が、医師の医学的所見に基づき判断され、必ず記載されていること。

(★福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像)

- | | |
|------|---|
| i. | 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等) |
| ii. | 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に該当することが確実に見込まれる
(例:がん末期の急速な状態悪化等) |
| iii. | 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等) |

2 サービス担当者会議等により、福祉用具の貸与が必要である旨が判断されていること。

1において医師により「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像(i～iii)」のいずれかに該当すると所見が示された場合、ケアマネジャーは、**サービス担当者会議を開催すること**。適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかどうかを判断し、**会議録等を作成すること**。

3 これら1・2を宮代町が確認すること。(町への書類の提出)

ケアマネジャー等は以下の書類を宮代町へ提出すること。

① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する届出書及び確認書

② 医師の医学的所見が確認できる書類(いずれか)

※福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像の i～iii のいずれかの状態に該当することが判断できる内容が、具体的に記載されていることが必要。

- ・主治医意見書(写し)
- ・診断書
- ・居宅介護支援計画連絡票
- ・医師に聴取した所見の記録等

③ サービス担当者会議の要点又は会議の議事録

→提出書類を町が確認後、確認結果の通知はケアマネジャーに対し一週間以内に確認書で通知する。

※確認の有効期間・(新規申請)申請を受け付けた月の初日から認定有効期間終了日まで
・(更新申請)更新の認定有効期間の初日から認定有効期間終了日まで

福祉用具が必要となる主な事例内容(概略)

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容(概略)
I 状態の変化	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起す現象(ON・OFF現象)が頻繁に起き、日によって告示で定める福祉用具が必要になる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	重度のリウマチで、関節のこわばりが朝方強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	・特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
II 急性憎悪	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	・特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
III 医師禁忌	・特殊寝台	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座り際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。
	・移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座り際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。